

## 報告事項1

## 本人外収集、目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について

## 1 概要

令和3年度第1回運営審議会で一括承認事項として「国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付（個別の法律の規定によらないものに限る。）」の基準に該当する公的給付を行うときは、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の判定等に必要な個人情報の「本人外収集」・「目的外利用」・「外部提供」を行うものとして差し支えないものとして承認を得ている。

この度、承認基準に該当する事業について、「個人情報の例外的取扱いに関する運営審議会承認事項一覧」に例示として追加したので、以下のとおり報告する。

## 2 本人外収集の例に追加する事業名及び本人外収集する内容

事業名	担当課	本人外収集する内容	提供元
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	厚生課（臨時特別給付金担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模住居型児童養育事業、里親委託者リスト</li> <li>・ 障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業入所者等リスト</li> <li>・ 障害者支援施設、のぞみの園入所者リスト</li> <li>・ 婦人保護施設入所者リスト</li> <li>・ 救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設及び母子生活支援施設入所者等リスト</li> </ul>	他自治体

### 3 目的外利用の例に追加する事業名及び目的外利用する内容

事業名	担当課	目的外利用する内容
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	厚生課(臨時特別給付金担当)	生活保護被保護者台帳、障害者支援施設等、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、母子生活支援施設入所者リスト、虐待による入所措置等障害者・高齢者リスト

※ 上記事業は、支給対象者の抽出及び支給要件の該当性の判定に、税務課の保有する課税台帳情報も利用するが、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条の規定における特定公的給付に指定されている事業であるため、マイナンバーを利用した庁内連携(自治体の同一機関内での情報照会)及び他自治体への情報照会は、法律で認められた目的内の利用ということになり、目的外利用する内容には記載していない。

### 4 外部提供の例に追加する事業名及び外部提供する内容

事業名	担当課	外部提供する内容	提供先
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	厚生課(臨時特別給付金担当)	障害者支援施設等、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、母子生活支援施設入所者リスト	他自治体

### 5 承認基準への追加事項

【本人外収集に追加する例示】

本人外収集に係る一括承認基準	例示
区からの働きかけに応じて提供される場合 25 国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付(個別の法律の規定によらないものに限る。)に関し、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の判定、施設入所者の把握、支給状況の把握その他の支給の実施に必要な職務遂行のために、国、他の地方公共団体その他の公的団体から支給対象者等に係る個人情報収集する場合	* 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ・ 小規模住居型児童養育事業、里親委託者リスト ・ 障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業入所者等リスト ・ 障害者支援施設、のぞみの園入所者リスト ・ 婦人保護施設入所者リスト ・ 救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設及び母子生活支援施設入所者等リスト

【目的外利用に追加する例示】

	目的外利用に係る一括承認基準	該当する法令名等（例示）	目的外利用の項目
その他行政執行上特に必要な場合	<p>24 国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付（個別の法律の規定によらないものに限る。）に関し、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の判定、施設入所者の把握その他の支給の実施に必要な職務遂行のために、支給対象者等に係る個人情報を目的外利用する場合</p>	<p>* 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金</p> <p>・ 生活保護被保護者台帳、障害者支援施設等、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、母子生活支援施設入所者リスト、虐待による入所措置等障害者・高齢者リスト</p>	

【外部提供に追加する例示】

	外部提供に係る一括承認基準	該当する法令名等（例示）	外部提供項目
	<p>26 国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付（個別の法律の規定によらないものに限る。）に関し、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の判定、施設入所者の把握、支給状況の把握その他の支給の実施に必要な職務遂行のために、国、他の地方公共団体その他の公的団体へ支給対象者等に係る個人情報を外部提供する場合</p>	<p>* 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金</p> <p>・ 障害者支援施設等、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、母子生活支援施設入所者リスト</p>	